

**No.134 笑顔と安心。明日への希望をお届けする**



**ここにこ通信**

H29.9.15 発行

配布場所: JR大森駅(火曜日)  
JR大井町駅(木曜日・金曜日)



発行者: 品川区議会議員 こんの孝子

※議会の都合などで予定通り配布できない場合があります。ご容赦下さい。郵送ご希望の方は、お気軽にお声をおかけ下さい!

連絡先 TEL03 (5742) 6817 FAX03 (3774) 3366  
Eメール t.konno@shinagawa-komei.org

**品川区 大気中の放射線量**

	品川保健センター	荏原保健センター
9/11 (月)	0.07	0.04
9/ 4 (月)	0.06	0.05
8/28 (月)	0.05	0.04

単位:  $\mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト) /h (時)  
区の職員が、放射線測定器 TCS-172B を使用して測定しています。  
区が簡易除染の基準として定めている 0.23 マイクロシーベルト毎時を下回っています。(品川区HPより)

**品川区議会 政務活動費の現状**

現在、品川区議会では、会派または議員が行う調査研究、研修、広報、各会議への参加や区政の課題など区民の意思を把握し区政に反映させる活動、その他区民福祉の増進・向上を図るために必要な活動に要する経費に対して政務活動費が交付されています。政務活動費は、月額19万円。会派(所属議員数に乗じた額)または議員に、四半期毎に交付されます。これまで、政務活動費は、会派のみの交付のため、考え方や意見が合わない会派が毎年、新設されたり解散したりといった状態がありました。その後、平成27年度より政務活動費は、会派の他、議員の活動経費としても交付されるようになりました。

**品川区議会における政務活動費の交付に関する条例 第7条関係**

項目	
調査研究費	品川区の事務および地方行政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する場合の経費
研修費	研修会、講習会等を実施する経費および他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費
会議費	各種会議に要する経費および参加経費
資料費	議会審議に必要な資料を独自に作成するために要する経費および調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報・活動費	議会活動および区政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	事務遂行に必要な経費
人件費	会派または議員の活動を補助する職員および臨時職員を雇用する経費

**政務活動費からの支出が不当な経費**

**①政党活動経費**

- ・党費・党大会に要する経費
- ・政党の広報紙等の印刷・発送に要する経費
- ・政党組織の事務所設置・維持等に要する経費

**②選挙活動経費**

- ・選挙運動・活動に要する経費
- ・国政・都政選挙等における各種団体への支援依頼活動に要する経費
- ・政党組織の事務所設置・維持等に要する経費

**③後援会活動経費**

- ・後援会の広報紙等の印刷・発送等に要する経費
- ・後援会事務所設置・維持等に要する経費

**④飲食にかかわる経費**

- ・各種団体の新年会等の親睦会や飲食を伴う会合の参加に要する経費

**⑤私的経費**

- ・冠婚葬祭や祝賀会等の出席に要する経費
- ・見舞い・餞別・中元・歳暮・電報・年賀状の購入・印刷等の礼儀に要する経費
- ・町会費・自治会費等の個人の立場で加入している会費等に要する経費

**平成28年度 政務活動費収支一覧**

※交付された政務活動費に残金が生じた場合は、区に返還しています。

	収入額	収入内訳	支出額	返済額
自民党・子ども未来	2,736万	19万×12月×12名	2,626万6,301	109万3,699
公明党	1,824万	19万×12月×8名	1,385万7,700	438万2,300
共産党	1,596万	19万×12月×7名	1,555万8,977	40万1,023
民進党・無所属クラブ	1,368万	19万×12月×6名	676万6,326	691万3,674
維新・無所属品川	684万	19万×12月×3名	541万 433	142万9,567
生活者ネットワーク	456万	19万×12月×2名	404万6,315	51万3,685
西本貴子	228万	19万×12月×1名	※	※
高橋しんじ	228万	19万×12月×1名	227万9,697	303
合計	9,120万	19万×12月×40名	7,418万5,749	1,701万4,251

※平成29年5月25日現在、西本議員については平成28年度政務活動費の支出総額が確定していないため未記入となっています。

※区議会HPでご覧になれます <http://gikai.city.shinagawa.tokyo.jp/state-affairs/h28>

**衆議院小選挙区 区割りが改定されます**

衆議院小選挙区の区割りを改定する法律が施行されました。これまで、品川区は区の全域が「東京都第3区」に属していましたが、改定により「東京都第3区」と「東京都第7区」に分区されます。

《第7区に分区される地域》 東五反田4丁目、東五反田5丁目、西五反田2丁目22～32番、西五反田3丁目1～16番、西五反田4丁目、西五反田5丁目1～32番、西五反田6丁目、西五反田7丁目、西五反田8丁目1～3番、上大崎1丁目、上大崎2丁目、上大崎3丁目、上大崎4丁目